

○環境省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第二号及び同条第二項第四号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣 浅尾慶一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>（汚泥等に係る判定基準）</p> <p>第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三</p>	<p>（汚泥等に係る判定基準）</p> <p>第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三</p>

百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号リ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二 (略)	(略)
三 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつき カドミウム〇・〇三ミリ リグラム以下
四・五 (略)	(略)

百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号リ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二 (略)	(略)
三 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつき カドミウム〇・一ミリ グラム以下
四・五 (略)	(略)

六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき 六価クロム〇・二ミリ グラム以下
七〇一二 (略)	(略)
一三 トリクロロエチレン	検液一リットルにつき トリクロロエチレン〇 ・一ミリグラム以下
一四〇三三 (略)	(略)
備考 (略)	

別表第二(第三条関係)

一 (略)	(略)	(略)
二 廃酸又は廃アルカリ(国内 において生じたものにあつて は、廃棄物処理令別表第五の 二の項の中欄に掲げる施設を 有する工場又は事業場におい て生じたものに限る。)	カドミ ウム又 はその 化合物	試料一リット ルにつきカド ミウム〇・〇 三ミリグラム 以下
三〇八 (略)	(略)	(略)
九 廃酸又は廃アルカリ(国内)	トリク	試料一リット

六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき 六価クロム〇・五ミリ グラム以下
七〇一二 (略)	(略)
一三 トリクロロエチレン	検液一リットルにつき トリクロロエチレン〇 ・三ミリグラム以下
一四〇三三 (略)	(略)
備考 (略)	

別表第二(第三条関係)

一 (略)	(略)	(略)
二 廃酸又は廃アルカリ(国内 において生じたものにあつて は、廃棄物処理令別表第五の 二の項の中欄に掲げる施設を 有する工場又は事業場におい て生じたものに限る。)	カドミ ウム又 はその 化合物	試料一リット ルにつきカド ミウム〇・一 ミリグラム以 下
三〇八 (略)	(略)	(略)
九 廃酸又は廃アルカリ(国内)	トリク	試料一リット

備考 (略)	一〇～二五 (略)	において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)	ロロエ チレン	ルにつきトリ クロロエチレ ン〇・一ミリ グラム以下
	(略)			
	(略)			

備考 (略)	一〇～二五 (略)	において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。)	ロロエ チレン	ルにつきトリ クロロエチレ ン〇・三ミリ グラム以下
	(略)			
	(略)			

(余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令)

第二条 余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 令第五条第一項第十八号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準(当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準)に適合するものであることとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>2 令第五条第一項第十六号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準(当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準)に適合するものであることとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。